

令和元年度社会福祉センター集会室利用優先予約団体募集要領

1. 施設概要

名称：東村山市立社会福祉センター

住所：東京都東村山市諏訪町 1-3-10

電話：042-392-4077

2. 事業目的

広く地域住民に対して介護予防・健康づくり事業を継続的に実施する団体（以下「活動団体」という。）に対して、社会福祉センターの集会施設（以下「集会室」という。）及び事務スペース（以下「事務スペース」という。）の利用に係る優先予約権を付与することで、地域住民の介護予防に関する意識の向上及び年齢や心身の状況に関わらず一体的に参加できる介護予防活動の地域展開及びその活動基盤の安定を図る。

3. 施設平面図

1F



2F



4. 優先予約対象

(1) 集会室

【第1会議室】	【第2会議室】	【第3会議室】
30人程度収容可能 (机とイスを除いた場合)	30人程度収容可能 (机とイスを除いた場合)	30人程度収容可能 (机とイスを除いた場合)

- ※ 第1会議室及び第2会議室については、パーティションで仕切られている
- ※ 第1会議室及び第2会議室については、繋げて大部屋として利用可能
- ※ 集会室の共通備品として、机及びイスの利用が可能
- ※ 優先予約団体の私物を保管する、施錠可能なロッカーの利用が可能。なお、パソコンや筆記用具等の事務用品は各団体が準備するものとする

(2) 事務スペース

【多目的室4】
5人程度収容可能

6. 優先予約団体応募資格

優先予約権を付与する対象となる団体は、以下の要件すべてを満たすものとする。

- (1) 運営にあたっては、広く地域住民に対して活動を実施している団体であること

- (2) 介護予防、健康寿命の延伸及び健康づくりに寄与する活動を行っている団体であること
- (3) 介護予防及び健康づくりに対するノウハウや専門性等を有している団体であること
- (4) 地域のニーズに対応した自主的な活動を行っている団体であること
- (5) 主に高齢者が担い手又は参加者として活動している団体であること

なお、次のいずれかに該当する場合には優先予約団体の対象外となる。

- ・ 営利目的又は特定の個人や団体が活動の利益を受ける事業を行う団体
- ・ 宗教、政治又は選挙活動を目的とした団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団又は当該暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している団体
- ・ 一時的なイベントや特定の期間のみ活動する団体
- ・ 組織化されておらず、特定の個人が事業を実施している団体

7. 応募スケジュール

日程	内容
令和元年12月5日（木） 13時～14時	募集希望団体向け説明会 市民センター2階第4会議室 参加申込：電話にて健康増進課健康寿命推進係まで
令和元年12月5日（木）～16日（月） 17時まで	応募書類の配布、提出
令和元年12月23日（月）以降	選定結果の通知
令和元年12月25日（水） 予定 ～令和2年1月8日（水） 予定 17時まで	令和2年度優先予約受付
令和2年1月20日（月）以降	令和2年度優先予約結果通知

8. 優先予約に係る注意事項

- (1) 優先予約団体としての登録期間及び優先予約権の付与期間は令和2年4月1日から2年間とする
- (2) 優先予約団体登録期間満了後も、再申請を妨げないものとする
- (3) 優先予約は1年度単位とし、複数年度にまたがる予約はできないものとする
- (4) 予約及び利用可能時間帯については、以下の通りとする（別表1）

- (5) 1団体につき、1週間あたり3枠を予約上限とする。なお、週の初めは日曜日から計算するものとする（別表2）
- (6) 予約枠の考え方は、集会室及び事務スペース1部屋につき1枠とする。なお、集会室1及び集会室2を繋げて使用する場合は、2枠の利用とする
- (7) 優先予約権を付与された団体の予約希望日が重複した場合は、抽選により決定する
- (8) 優先予約枠以外の枠は、一般の活動団体の利用を可能とする。また、優先予約団体が優先予約後に、一般の活動団体として利用申請を行うことは妨げないものとする

(別表1) 予約可能時間帯

午前枠	9:00～12:00
午後枠	12:00～17:00
夜間枠	17:00～22:00

(別表2)

例) 月曜及び火曜でA・B・C団体がそれぞれ3枠を利用する場合

	月曜				火曜			
	第1 会議 室	第2 会議 室	第3 会議 室	多目 的室 4	第1会 議室	第2会 議室	第3会 議室	多目 的室 4
午前	A	A			C			
午後			B	B	C			
夜間				B	C			A

9. 応募手続

(1) 募集要領等の配布

期 間：令和元年12月5日（木）～12月16日（月）
9:00～12:00、13:00～17:00まで

場 所：東村山市健康福祉部健康増進課健康寿命推進係
（市役所いきいきプラザ1階）

なお、募集要領等は東村山市ホームページからもダウンロード可能
<https://www.city.higashimurayama.tolyo.jp/shisetsu/korei/syakai/youusenoyaku-bosyu.html>

(2) 応募書類の提出

期 間：令和元年12月5日（木）～12月16日（月）

9:00～12:00、13:00～17:00まで

提出先：東村山市健康福祉部健康増進課健康寿命推進係

(市役所いきいきプラザ1階)

提出書類：活動団体の概要(別添1)、調査票(別添2)、その他市が必要と認める書類

提出部数：1部

その他：応募書類は返却しないものとする。

10. 優先予約団体に係る審査

- (1) 審査については、社会福祉センターに係る集会施設選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う
- (2) 審査方法は書類審査とする
- (3) 選定委員会は調査票に記載された内容について、評価項目ごとに以下に示す得点基準に従って評価する(別表3及び別表4)
- (4) 総合得点が6割に満たない応募団体については、優先予約の対象外とする

(別表3)

項目	説明
活動内容	活動内容が当該事業の目的に合致しているか
活動実績	活動実績が当該事業の目的に合致しているか
活動開始のきっかけ	地域のニーズや課題などに基づく活動か
運営主体	主体的・自主的な活動か
活動の特徴	介護予防及び健康づくりに対するノウハウや専門性等があるか
新規参加者の募集	特定の市民のための活動ではなく、広く市民に対して活動への参画を促す仕組みがあるか
参加対象者 (年齢要件)	主に高齢者が担い手又は参加者として活動しているか
活動期間及び事業継続に向けた取り組み	事業の継続性が望めるか
これからの展望	今後の展望や展開を有しているか
会則の有無	組織化されており、特定の個人が事業を実施していることがないか
団体の適正性	市の事業目的に則した団体であるか

(別表4)

区分	評価
大変優れている	5
優れている	4
普通である	3
やや劣っている	2
劣っている	1

1.1. 審査結果等の通知

- (1) 審査結果は、応募書類を出した応募団体代表者に対して、選定委員会終了後書面を通知する
- (2) 優先予約団体として登録された団体は、別途郵送される利用希望申請書に必要事項を記入のうえ、市に対し返送するものとする(別添4)

1.2. 利用日の決定

- (1) 優先予約団体より提出された利用希望申請書に基づき、1団体3枠/週を上限とし

て利用日を決定する

- (2) 決定された利用日は、別途書面にて優先予約団体に郵送する

1 3. 活動報告

- (1) 優先予約団体として登録された団体は、社会福祉センターにて実施した活動について、年間の活動報告書を市に対し提出するものとする。なお、活動報告書は年度単位の報告とし、提出期限は翌年度5月31日までとする
- (2) 市は、提出された活動報告書についてなお不足があると認められるときは、追加の資料提出を依頼することが出来るものとする

1 4. その他

- (1) 優先予約団体に送られた郵送物等がある場合、窓口業務を行う指定管理事業者が当該団体に対し引き渡しを行う。なお、緊急時の場合を除き、電話の取次ぎ等については非対応とする
- (2) 事務スペースについては、新たな地域活動を行うための「事業準備室」として利用することができる

問合せ先

東村山市 健康福祉部 健康増進課
健康寿命推進係 國友・小池
TEL042-393-5111 (内線 3215・3216)